本方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の 条件で執行するための当社の方針及び方法等を定めたものです。当社は、お取引に関して、 お客様の指示がある場合は当該指示に基づいて注文を執行し、お客様の指示がない場合に つきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF (株価指数連動型投資信託受益証券)及びREIT(不動産投資信託の投資証券)等、金融商品取引法施行令第16条の6第1項第1号に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 上場株券等

当社は、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として、金融商品取引所への注文の取次ぎについて契約を締結している金融商品取引業者(母店)を経由して取引所金融商品市場に取次ぐこととし、PTS(電子情報処理組織を利用した取引場所)への取次ぎを含む取引所外売買の取扱はいたしません。

- ① お客様から受注した委託注文は、速やかに国内の当該銘柄が上場している取引 所金融商品市場に取次ぐことといたします(母店経由)。取引所金融商品市場の 立会い時間外に受注した委託注文につきましては、当該市場の売買立会いが再 開されるまでに取引所金融商品市場に取次ぐ(母店経由)ことといたします。
- ② ①において、委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、次のとおりといたします。
 - (a) 上場している金融商品取引所が1ケ所である場合(単独上場)には、当該取引所金融商品市場へ取次ぎ(母店経由)いたします。
 - (b) 複数の取引所金融商品市場に上場されている場合(重複上場)には、最も流動性が高い取引所金融商品市場として当社が選定した取引所金融商品市場へ取次ぎ(母店経由)いたします。なお、選定基準は、当社ホームページ(https://kabu.dmm.com/selection_criteria/)で掲載するほか、当社にお問い合わせいただいたお客様には、カスタマーサポートにてその内容をご説明いたします。

(2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合においては、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が一社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

取引所金融商品市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外取引と比較すると、流動性、約定可能性、取引スピード等の面で優れていると考えられ、取引所金融商品市場で執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の取引所金融商品市場に上場されている銘柄は、市場によって流動性が異なるため、その中で最も流動性の高い取引所金融商品市場において執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

※SOR(複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行する Smart Order Routing システムをいいます。)を導入しない理由

PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行う場合にはそれによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが将来的に必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の 取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手 数料等の値上げによる影響が大きいと考えるため、国内の取引所金融商品市場に取 り次ぐことが最も合理的であると判断します。

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。

ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客

様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、以下に記載した方法により 執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示(執行する取引所金融商品市場のご希望) があった取引・・・・当該ご指示いただいた執行方法
 - ② 取引約款等において執行方法を特定している取引・・・・当該執行方法
 - ③ 単元未満株の取引・・・発行会社へ買取請求の方法
- (2) 取引システム障害、その他の止むを得ない事由が生じたときは、本方針に定める執行方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも、当該時点で最良の条件で執行するよう努めます。

なお、最良執行義務は、価格のみならず、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

従って、価格が結果として最良でなかった場合でも、それのみをもって必ずしも最良執行 義務の違反となるものではありません。

平成 19年9月30日制定 平成20年12月1日改訂 平成21年7月1日社名変更 平成30年3月5日改訂 平成30年7月1日改訂 平成30年10月1日改訂 令和5年7月15日改訂